

## 2.7 除染廃棄物等の仮置場・中間貯蔵施設・最終処分

### (1) 除染廃棄物等の迅速かつ合理的な保管体制構築の重要性

福島環境修復によって発生する除染廃棄物等（特定廃棄物及び除染に伴う廃棄物）には、大きな割合を占めるものとして、農地、果樹園、公共施設、道路、一般住宅、宅地周辺の森林などの除染作業に伴って発生する除去土壌、草木類（稲わらを含む）、がれきなどがある。また、これらの内の可燃物を焼却処分した焼却灰などがある。さらに福島県に加え、東北・関東の広範囲な地域の下水処理場から発生する下水汚泥と量は少ないが浄水汚泥があり、これらを焼却処分した際に発生する放射能濃度が比較的高い汚泥焼却灰などもある。これらの除染廃棄物等を最終処分するまでの期間は、これらに含まれる放射性物質による公衆の被ばくを極力低減する方法によって、安全に保管しておく必要がある、国の方針<sup>1)</sup>では、以下の3つの方法によって保管することになっている。

- ・現場保管：小規模の除去土壌等を除染現場で一時保管する
- ・仮置場保管：市町村単位で設けられる仮置場に集荷して、約3年間保管する
- ・中間貯蔵：福島県内に建設される予定の中間貯蔵施設において、約30年間保管する

福島県及び広範囲な周辺地域の除染を円滑かつ迅速に進めるためには、除染廃棄物等の行き先となるこれらの保管施設の設置が不可欠であり、国は福島県内に複数の中間貯蔵施設の候補地を指定し、地元との協議を始めているが、まだ立地場所決定には至っていない。

一方、福島県の各市町村においても、仮置場の立地・場所選定に鋭意取り組んでおり、一部の自治体では、すでに稼働させているが、周辺住民の理解を得ることに時間を要し、仮置場の設置が遅れている自治体もある。このような状況を踏まえ、仮置場や中間貯蔵施設の設置を迅速に進め、福島県及び周辺地域の環境修復を促進するためには、周辺住民の理解と協力を得ることが非常に重要である。

### (2) 除染廃棄物等の発生から最終処分に至る過程の物量

福島県内の除染活動及びその他の環境修復活動に伴って発生する除染廃棄物等の発生から仮置き、中間貯蔵を経て最終処分に至るフローを図2.7-1に示す。特定廃棄物のうち、約50万tと推定される対策地域内廃棄物は、8,000 Bq/kg以下と8,000 Bq/kg超に分けられ、前者は対策地域外の廃棄物と同等の処理、後者は指定廃棄物と同等の処理が行われる。特定廃棄物のうち、放射能が8000 Bq/kgを超え、発生量が約6万t/年と推定される指定廃棄物については、汚泥、稲わら等の可燃物は焼却され、その焼却灰と不燃物は、10万 Bq/kgで区分され、以下のものは管理型処分場にて処分され、超えるものは中間貯蔵施設へ送られる。なお、これらの廃棄物の放射能は、発生時に比して減衰するので、仕分けする時点の濃度をもとに処理・処分に係る行き先が決められるものと考えられるが明確ではない。

特定廃棄物以外の除染に伴う土壌・廃棄物は発生が非常に多く、1,500万～3,100万m<sup>3</sup>（可燃性廃棄物の焼却後は3,100万m<sup>3</sup>⇒約2,800万m<sup>3</sup>）と推定され、それらのうち可燃物

---

1) 除染関係ガイドライン（第2版）第4編 除去土壌の保管に係るガイドライン（第2版）  
(<http://josen.env.go.jp/material/index.html>, 環境省 平成25年5月)